

多世代交流館利用許可申請書兼使用料免除申請書

令和×年 ×月 ×日

みどり市教育委員会教育長 様

申請者 住 所 ○○市○○町××
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
氏 名 ○山○夫
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
(法人の場合の事務担当者)
電話番号 ×××× - ×× - ××××

次のとおり利用の許可又は使用料の免除を受けたいので申請します。

利 用 日	令和×年 ×月 ×日		利 用 時 間	13時00分～16時30分
利 用 施 設	1階	和室2・調理実習室・相談室・交流ギャラリー みんなの広場・和の広場・わくわく広場・食品加工室		
	2階	活動室1・活動室2・活動室3・多目的ホール・和室1		
	3階	活動室4・活動室5・サークル室1・サークル室2 サークル室3		
	屋外	体育館・多目的広場		
利 用 備 品	な し			
利 用 目 的	社交ダンス練習のため			
利 用 人 数	10 人			
使用料免除に係る申請	■ みどり市多世代交流館条例第13条に規定する使用料の免除を申請します。(免除事由：みどり市多世代交流館条例第13条第 6 号)			
使用料免除	☐ 承認(申請の免除事由に該当する。) ☐ 不承認(申請の免除事由に該当しない。)			
金 額	円	確認書類	マイナンバーカード・免許証・学生証 社員証・利用団体・その他()	

(注) 太枠内は、記入しないでください。

使用料免除事由について参照：みどり市多世代交流館条例（抜粋）

（使用料の免除）

第13条 市長は、次に掲げるときは、前条の使用料を免除することができる。

- （1） 市内に住所を有する者、市内に存する事務所若しくは事業所に勤務する者又は市内に存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(次号において「学校」という。)に在学する者が生涯学習のために利用するとき。
- （2） 市内に存する私立の学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園が教育のために利用するとき。
- （3） 社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体であつて、その主たる事務所が市内に存するものが社会教育のために利用するとき。
- （4） 市内に存する児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(国及び地方公共団体が設置するものを除く。)が家庭教育又は子育ての支援のために利用するとき。
- （5） 国又は公共団体が公用のために利用するとき。
- （6） 他の地方公共団体との協定により、免除が認められているとき。

多世代交流館利用許可事項変更申請書兼使用料免除額変更申請書

令和×年 ×月 ×日

みどり市教育委員会教育長 様

申請者 住 所 ○○市○○町××
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
氏 名 ○山○夫
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
(法人の場合の事務担当者)
電話番号 ×××× - ×× - ××××

次のとおり許可を受けた事項又は承認を受けた使用料の免除額を変更したいので申請します。

	変 更 前	変 更 後
利用日	令和×年 ×月 ×日	令和×年 ×月 ×日
利 用 間 隔	13 時 00 分～16 時 30 分	13 時 00 分～16 時 30 分
利 用 設 施	1 階 和室2・調理実習室 相談室・交流ギャラリー みんなの広場・和の広場 わくわく広場・食品加工室	1 階 和室2・調理実習室 相談室・交流ギャラリー みんなの広場・和の広場 わくわく広場・食品加工室
	2 階 活動室1・活動室2 活動室3・多目的ホール 和室1	2 階 活動室1・活動室2 活動室3・多目的ホール 和室1
	3 階 活動室4・活動室5 サークル室1・サークル室2 サークル室3	3 階 活動室4・活動室5 サークル室1・サークル室2 サークル室3
	屋 外 体育館・多目的広場	屋 外 体育館・多目的広場
利 用 品	な し	な し
利 用 的 目 的	社交ダンス練習のため	社交ダンス練習のため
利 用 人 数	10 人	10 人
使用料免除額	円	円

様式第5号(規格A4)(第5条関係)

多世代交流館利用取りやめ届

令和×年 ×月 ×日

みどり市教育委員会教育長

様

申請者 住 所 ○○市○○町××
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
氏 名 ○山○夫
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
(法人の場合の事務担当者)
電話番号 ×××× - ×× - ××××

次の利用を取りやめたいので届け出ます。

利 用 日	令和×年 ×月 ×日		利 用 時 間	13時00分～16時30分		
利 用 施 設	1階	和室2・調理実習室・相談室・交流ギャラリー みんなの広場・和の広場・わくわく広場・食品加工室				
	2階	活動室1・活動室2・活動室3・多目的ホール・和室1				
	3階	活動室4・活動室5・サークル室1・サークル室2 サークル室3				
	屋外	体育館・多目的広場				
利 用 備 品	なし					
利 用 目 的	社交ダンス練習のため					
利 用 人 数	10人					

様式第6号(規格A4)(第8条関係)

多世代交流館使用料還付申請書

令和×年 ×月 ×日

みどり市教育委員会教育長

様

申請者 住 所 ○○市○○町××
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)
氏 名 ○山○夫
(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
(法人の場合の事務担当者)
電話番号 ××××-××-××××

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

利 用 日	令和×年 ×月 ×日		利 用 時 間	13時00分～16時30分		
利 用 施 設	1階	和室2・調理実習室・相談室・交流ギャラリー みんなの広場・和の広場・わくわく広場・食品加工室				
	2階	活動室1・活動室2・活動室3・多目的ホール・和室1				
	3階	活動室4・活動室5・サークル室1・サークル室2 サークル室3				
	屋外	体育館・多目的広場				
利 用 目 的	社交ダンス練習のため					
還付申請額	5,000				円	
還 付 事 由	みどり市多世代交流館条例第14条第 2 号					
備 考						

還付事由について参照：みどり市多世代交流館条例（抜粋）

（使用料の還付）

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

- （1） 利用者の責めに帰することができない理由により、施設を利用することができないとき。
- （2） 教育委員会規則で定める期間内に、利用者が第8条第3項の規定による届出をしたとき。